

# 利用調整における基準指数および調整指数

入園内定または転園については、保育の必要性の度合いを点数化して、利用調整会議において書類審査等を行い、点数の高い方から選考します（基準指数と調整指数の合計が同点の場合、優先順位により選考します）。

## 基準指数

保育の必要性		保護者の状況		基準指数	
区分	類型	細目	適用		
1	就労	月160時間以上の労働		20	
		月140時間以上の労働		19	
		月120時間以上の労働		18	
		月100時間以上の労働		17	
		月80時間以上の労働		16	
		月64時間以上の労働		15	
2	妊娠又は出産			18	
3	求職活動	常態として月64時間以上の求職活動		8	
4	疾病等	入院	おおむね1月以上の入院	20	
		居宅内療養	日常生活の大半に他者の援助が必要である	18	
			日常生活の部分的に他者の援助が必要である	14	
			その他療養	10	
		心身障がい	家庭での保育が日常的に困難と認められる場合（身体障害者手帳1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級又は療育手帳Aを有する場合をいう。）		20
			家庭での保育が一部困難と認められる場合（身体障害者手帳3級から6級までのいずれかの等級、精神障害者保健福祉手帳3級又は療育手帳Bを有する場合をいう。）		16
その他障がい			10		
5	同居の親族の介護又は看護	居宅外介護等	入院の付添い（おおむね1月以上の場合に限る。）	18	
			通院、通所等の付添い（週3日以上かつ1月以上の付添いに限る。）	14	
		居宅内介護等	介護を必要とする場合（要介護認定3から5までのいずれかの区分の認定を受けている場合又は身体障害者手帳1級若しくは2級若しくは療育手帳Aを有する場合をいう。）		18
			一部介護を必要とする場合（要介護認定1若しくは2の区分の認定を受けている場合又は身体障害者手帳3級若しくは4級若しくは療育手帳Bを有する場合をいう。）		14
			支援を必要とする場合（要支援認定を受けている場合をいう。）		12
			その他介護又は看護		10
6	災害復旧	災害等による家屋の損傷の復旧その他災害復旧のため保育に当たれない状態		20	

7	就学	月160時間以上の就学	18
		月140時間以上の就学	17
		月120時間以上の就学	16
		月100時間以上の就学	15
		月80時間以上の就学	14
		月64時間以上の就学	13
8	児童虐待又は 配偶者からの暴力		20
9	上記に類する状態		実地調査により基準指数を決定する。

#### 《備考》

- 1 保護者の状況が複数の項目に該当する場合は、最も高い基準指数によるものとする。
- 2 保護者が2人いる場合は、それぞれの者の基準指数を合算する。
- 3 ひとり親世帯の場合は、父又は母の基準指数に20点を加算する。
- 4 ひとり親世帯に準ずる世帯（離婚調停中かつ別居、失踪、行方不明、拘禁等）の場合は、父又は母の基準指数に17点を加算する。
- 5 労働時間は、休憩時間を含んだ労働契約上の正規の時間とする。
- 6 保育の必要性が「就労」による利用申込み中に、保護者が申請児以外の児童の産前・産後休暇又は育児休業を取得し、復職せず申請児以外の子どもの利用申込みをしない場合には、当該保護者の就労による基準指数を0点とする。

調整指数

区分	類型	調整の対象となる事項	調整指数
1	同居の親族の状況	20歳以上65歳未満の同居の親族等がいる場合で利用申込みに係る児童について保育を必要とする事由が確認できない場合	-4
2	利用申	入園を希望する保育園等に兄弟姉妹が在園している場合	+3
3	込みに係る児童の状況	兄弟姉妹が別々の保育園等に在園しており、どちらか片方の在園している保育園等に転園を申し込む場合	+4
4		保育園等に在園していない未就学児童が2人以上同時に利用を申し込む場合	+1
5		保育園等に在園していない双生児以上が同時に申し込む場合	+1
6		保育の必要性により認可外保育施設を利用し、常態として月64時間以上利用している場合	+3
7		家庭的保育事業等の利用が終了する場合	+6
8		育児休業の取得に伴う退園後の再利用申込みの場合	+3
9		市外から転入(転入予定も含む。)した児童が転入前の市区町村において、認可保育施設を常態として月64時間以上利用している場合(保育を必要とする事由が、育児休業又は求職活動の者は除く。)	+3
10		身体障害者手帳所持児童、療育手帳所持児童、精神障害者保健福祉手帳所持児童、特別児童扶養手当の支給対象児童、障害児通所受給者証所持児童である場合	+1
11		同居する小学校第6学年修了前の子どもが3人以上いる世帯	+1
12		食物アレルギー疾患により、医師からアナフィラキシーショックと診断された場合又は緊急時の服薬の管理若しくはアドレナリン自己注射薬の管理が必要となる場合	+1
13	保護者の属する世帯の状況	両親不在の世帯又はひとり親世帯	+3
14		ひとり親世帯に準ずる世帯(離婚調停中であって別居、失踪、行方不明、拘禁等の状況である世帯をいう。)	+2
15		単身赴任の世帯	+2
16		生活保護世帯	+3
17		育児休業等の期間が終了する世帯	+2
18		産後休暇又は育児休業の期間が終了し、復職する予定である者の世帯 育児休業中であり、希望する保育園等に入所できない場合は、育児休業期間の延長も許容できる場合	基準指数に調整指数を加えたものに-1を乗じた指数
19		保育士又は幼稚園教諭として市内で勤務する保護者がいる世帯 保育士又は幼稚園教諭の資格を有し、保育士又は幼稚園教諭として市内の認可保育施設、幼稚園又は認定こども園で月140時間以上の労働をする者の世帯(ただし、上記のものが人事異動により市内の児童福祉施設等で同様に労働する場合を含む)	+6

20		保育士又は幼稚園教諭の資格を有し、保育士又は幼稚園教諭として市内の認可保育施設、幼稚園又は認定こども園で月64時間以上の労働をする者の世帯(ただし、上記のものが人事異動により市内の児童福祉施設等で同様に労働する場合を含む)	+3
21	看護師等(看護師、准看護師又は保健師をいう。以下同じ。)として市内で勤務する保護者がいる世帯	看護師等の資格を有し、看護師等として市内の認可保育施設、幼稚園又は認定こども園で月140時間以上の労働をする者の世帯(当該看護師等が人事異動により市内の児童福祉施設等で同様に労働する場合を含む。)	+6
22	保育料の未納者がいる世帯	看護師等の資格を有し、看護師等として市内の認可保育施設、幼稚園又は認定こども園で月64時間以上の労働をする者の世帯(当該看護師等が人事異動により市内の児童福祉施設等で同様に労働する場合を含む。)	+3
23	その他の調整	同居の親族以外の者の介護又は看護	別表第1に規定する同居の親族の介護又は看護の基準指数から2を減じたものを基準指数とする。
24		利用申込みに係る児童又は利用申込みに係る児童以外の児童について、保育料を6月以上滞納している者がいる世帯(納付の相談が無い場合又は納付誓約を履行しない場合に限る。)	-5
25		保育の利用の決定を受けた日以後、保育の利用を開始する前に正当な理由なく保育の利用を辞退した場合(辞退した利用月の属する年度の利用調整をする場合に限る。)	-5

#### 《備考》

同時に複数の事項に該当する場合は、該当する事項の調整指数の全てを加算及び減算する。

- ・区分2と区分3が重複する場合は区分3を優先する。
- ・区分6と区分9が重複する場合は区分6を優先する。
- ・区分7と区分9が重複する場合は区分7を優先する。
- ・区分9と区分17が重複する場合は区分17を優先する。

※基準指数と調整指数の合計が同点の場合、次の優先順位により選考します。

**優先順位** 基準指数と調整指数の合計が同点の場合、次の順位による。

順位	項目
1	ひとり親世帯である者
2	家庭的保育事業等の利用が終了する場合
3	基準指数の合算が高い世帯
4	兄弟姉妹が在園している世帯
5	兄弟姉妹同時申請の人数が多い世帯
6	同居する小学校第6学年修了前の子どもがいる世帯
7	入園希望月の利用者負担額の算定対象年度の市町村民税の所得割額の合算額が低い世帯にある者
8	利用申込みに係る児童の保育が可能である65歳未満の祖父母が市内にいない者
9	保護者の希望する保育所等の順位の高い者
10	保育の利用を保留とされた期間が長い者